

感対第767-4号
令和7年1月14日

各保健所長様

保健医療部長

感染症発生の届出等における電磁的な方法の活用について（通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「法」という。）第12条第1項に基づく医師の届出及び第14条第2項に基づく指定届出機関の届出について、感染症指定医療機関においては、法第12条第5項（法第14条第4項で準用する場合を含む。）で、感染症サーベイランスシステムにより行うことが義務付けられています。

また、感染症指定医療機関以外の医療機関においても、法第12条第6項（法第14条第4項で準用する場合を含む。）で、これらの届出を感染症サーベイランスシステムにより行うよう努めなければならないとされています。

これまで、これらの届出をFAXでも受け付けてきたところですが、誤送信による個人情報流出のリスクや新興・再興感染症の発生に対する体制整備の必要性等を踏まえ、感染症サーベイランスシステムでの届出をより一層推進することとしました。

については、これらの届出について、FAXではなく、原則、感染症サーベイランスシステムで行うよう、貴所管内の医療機関（埼玉県医師会非会員）に依頼するとともに、感染症発生届の受理など日頃の業務の中で、電磁的方法での届出を促してくださるようお願いいたします。

また、感染症サーベイランスシステムは、インターネットに接続できる機器であれば、パソコンのほか、スマートフォンやタブレットでも利用することができること、利用者ごとに必要となるアカウントの発行については管轄保健所に問い合わせるよう併せて周知をお願いします。

<感染症サーベイランスシステム アカウント申請>

詳細は下記ホームページをご参照ください。ホームページの内容の打ち出しを御参考に添付いたします。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/kansen/kansensyo-surveillance.html>

担 当 感染症対策課 感染症担当
電話番号 048-830-7330
e-mail a3510-17@pref.saitama.lg.jp